

事務所通信 リソース

11月号 VOL. 41

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com



いつもお世話になります。

初冬の小春日和に誘われ返り咲いた春咲きの花は「帰り花」と言い、「狂い花」とも呼ばれます。

昨今の異常気象では植物が季節を勘違いしても不思議ではありませんが、「帰り花」は一層美しさが際立つようです。とは言え、本来の季節に咲く花ほど見る者の心にやすらぎを与えるのでしょね。

「NPO法人は税金がかからないの?」

NPO法人を立ち上げて、スポーツや芸術などを通じて地域の街づくりに貢献したいと考えています。そのNPO法人についてですが、非営利なので税金がかからないという話や、そうではないという話などいろいろと耳にします。そこで、NPO法人の税金について教えていただけませんでしょうかという質問がありました。

NPOとは、様々な社会

貢献活動を行い、団体の構成

員に対し収益を分配すること

を目的としない団体のことを

いいます。そのため収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てることとなります。

そしてこのNPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、NPO法人 特定非営利活動法人といえます。NPO法人に対しての税金ですが、株式会社や有限会社などの営利法人に適用される税制よりは優遇されている部分もあります。しかし、税金がかからないわけではありません。

例えば法人税ですが、物品販売業 不動産販売業 金銭貸付業など、法人税法に定められた34種類の収益事業から得た所得は法人税の対象となります。ただし、収益事業への対価としてではない寄付金や補助金を受けた場合は、課税対象とはなりません。

その他にもNPO法人特有の取り扱いがありますので注意が必要です。



【輸出専用だったカラーポットが日本でも人気に!】

重厚なフォルムや独特の質感が特長の南部鉄器は岩手県の伝統工芸品です。

その南部鉄器を彩色した急須『カラーポット』は、フランスのお茶メーカーの要望により着色技法を開発し約 20 年前に商品化されました。伝統的な趣を残しながら美しく彩色された急須は、日本文化に造詣の深い欧米で長く愛されています。

近年、輸出専用であったカラーポットが日本でもクールジャパンのひとつとして注目されています。異文化を飲み込んでなおも輝く職人技は日本の誇りですね。



【今日は何をしましたか？】

ある女性フィットネスインストラクターにヨガを習うと、たとえ初心者でも上手にヨガのポーズができていく気になるそうです。体調不良の人が彼女のレッスンを受けると、なぜか「今日は調子がいい」と思えてくるとか。彼女が特別な技能を持っているわけではないそうですが、ある面においては一流なのでしょう。

それは、彼女はどんなときも、誰に対しても、マイナスを口にしないということです。相手が愚痴ろうが後ろ向きなことばかり言おうが、彼女は必ずプラスの言葉を返すのだそうです。かといって、「大丈夫！」「あなたならできます！」と単に発破をかけるだけのポジティブシンキングではないようです。

「なかなか上達しない」と嘆くと、「同年代の方に比べ、よく体が動いていますよ」と励ましが返ってきます。「調子が出ないな」とふて腐れ気味の人に対しては、少しでもできているところを最大限にクローズアップして「今日も収穫がありましたね」と声がけします。こうしてプラスの言葉をシャワーのように浴びているとだんだんその気になってくるもので、彼女のレッスンを受けた人は「自分はまだまだいける！」とエネルギーが湧き上がってくるそうです。人をその気にさせることにおいて、彼女は一流の指導者と言えるのではないかと思います。

彼女のように「自分はいける！」と思わせてくれる人が周りにいる経営者は幸せ者です。しかし、自分がほめられる機会が少ないのが経営者です。だから経営者は、自分で自分をその気にさせ続けていく努力や工夫が必要なのかもしれません。

毎晩、寝る前に次の言葉を自分に問いかけてみてください。

「今日は何をしましたか？」

本を読んだ、講演を聴いた、人に会った、なんでもかまいません。何も思い浮かばない日は、とにかく「今日も良くやった」と自分で自分をねぎらいましょう。自分をその気にさせる一流の指導者は、自分自身にほかなりません。

相続と相続税

「相続税の一番の節税は何ですか」とよく聞かれます。何時お亡くなりになるかを教えてくださいればお答えします。又、「相続の税額は財産額に対してどの位になりますか」ともよく聞かれます。財産の種類と評価額、相続人の状況によって控除額も税率も異なりますので、これまた簡単には答えられません。

又、うちの「チビちゃん(愛犬)にも相続させることができますか」と聞かれたこともあります。チビちゃんは相続人(?)になることはできませんが、信託等を利用して飼い主が亡くなった後も幸せな余生を送らせることができるかもしれません。

平成 27 年 1 月以降相続税の基礎控除が大幅に引き下げられ、納税の必要となる方が増加します。相続についてご心配、ご相談のある方は当事務所までご連絡下さい。なお、当事務所では「相続税相談センター」を開設してお客様以外の方のご相談もお受けしておりますので、相続にお困りの方いらっしゃいましたらご紹介下さい。

中央総合会計 代表税理士 井内 敏樹

旭川相続税相談センター

(よいそうぞく)

● 電話番号:0166-25-4139

税理士法人 中央総合会計

● 受付時間:(月)~(金) 9:30~12:00

(1) 相続の基本手続、土地・建物等の登記手続(一部、弁護士・司法書士・社会保険労務士提携業務)

(2) 相続税の申告の有無の判定 (3) 相続税の試算・節税準備他

平成 24 年 11 月 5 日認定

経営革新等支援機関
(認定支援機関) 税理士法人 中央総合会計

日本M&Aセンター理事会社

北海道M&Aセンター
税理士法人 中央総合会計